

住民票の写し等交付請求書

この請求書は、住民基本台帳法第12条の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている方が、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載されている事項に関する証明書の交付を請求する場合に使用します。

羽曳野市長 様

請求日： 年 月 日

（下の太枠の中すべてに記入してください）

① 窓口に来られた方 (請求者)	住所		
	フリガナ	フリガナ	<input type="checkbox"/> 本人または同一世帯員 <input type="checkbox"/> 代理人 <small>委任状が必要です。</small> <input type="checkbox"/> 第三者 <small>請求理由を明示できる資料が必要です。</small>
	氏名	年 月 日生 ⑩ ←自書又は記名押印	

② 必要な証明書について

<input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員）	通	<input type="checkbox"/> 除票・改製	通
<input type="checkbox"/> 住民票（世帯一部）	通	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明（全部・一部・指定用紙）	通

③ 必要とする方

住所	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ 羽曳野市	
氏名	A	B
	フリガナ <input type="checkbox"/> 請求者と同じ 年 月 日生	フリガナ 年 月 日生

④ 記載内容について（記載が必要な方はご記入ください。）

日本国籍の方	<input type="checkbox"/> 世帯主名及び世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> 本籍及び筆頭者	外国籍の方	<input type="checkbox"/> 世帯主名及び世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 在留カード等の番号 <input type="checkbox"/> 第30条45規定区分（※1）	<input type="checkbox"/> 在留資格 <input type="checkbox"/> 在留期間等 <input type="checkbox"/> 在留期間等の満了の日
--------	--	-------	---	--

※1 「第30条45規程区分」とは、「中长期在留者」「特別永住者」「一時庇護許可者」「出生による経過滞在者」の区分のことです。

⑤ 個人番号の記載について（必要な方はご記入ください。）

個人番号を記載する（※注意※ 個人番号を記載した場合、提出先によっては受理されないことがありますので、請求にあたっては、必要性等を十分確認のうえ請求してください。）

⑥ 利用目的（差し支えがなければ該当する項目に○をつけてください。）

年金（住民票コードの申し出を希望）・免許証・扶養・その他（ ）

※住民票コードが必要な際は、別紙「住民票コード確認申出書」の提出が必要です。

裏面に掲載しております「請求にあたっての注意事項」を必ずお読みください。

◆ご不明な点があれば、市民課へお問い合わせください。

職員記載欄

本人確認書類		住・除・改	合計	受付	作成	目検	交付
A（1点）	免・旅・住・個・在留・障・職員（ ）						
B（複数）	健・介・後・年金・その他（ ）	記載事項					

請求に当たっての注意事項

1. 本人確認資料について

個人情報保護の観点から、請求の際は窓口に来られた方の本人確認書類をご提示いただきます。
(住民基本台帳法第12条)

2. 権限確認書類について

代理人等の請求において、法定代理人の方は戸籍謄本など資格を証明する書類が必要です。それ以外の代理人等の方は委任状が必要です。

(住民基本台帳法第12条)

3. 資料のご提供等について

この請求について、法令等に基づき、必要があると認められる場合、質問及び関係書類のを求めることがあります。

(住民基本台帳法第12条)

4. 記載の内容について

住民票の写しはご指定がなければ、基礎証明事項のみが表示されたものとなります。

(住民基本台帳法第12条)

5. 罰則

偽りその他不正の手段により、住民票の写し等の交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられます。

(住民基本台帳法第46条)

6. 住民票コードについて

大阪府市町村においては、民間に流通することによるプライバシー侵害の危険性に鑑み、住民票コードを記載した住民票の写しは交付しません。住民票コードの確認が必要な場合は、「住民票コード確認申出書」にて申出いただき、「住民票コード確認書」(無手数料)にてご確認いただきます。

7. 本人通知制度について

羽曳野市では本人通知制度により、事前登録した本人に係る住民票の写し等を本人の代理人等及び第三者に交付した事実を通知します。

(羽曳野市本人通知等制度に関する要綱)

対象となる「住民票の写し等」とは

- ・住民票の写し (除かれた住民票及び改製された住民票を含む)
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍附票の写し (除かれた戸籍の附票及び改製された戸籍の附票を含む)
- ・戸籍全部証明書および個人事項証明書 (戸籍謄本及び戸籍抄本) (除かれた戸籍及び改製された戸籍を含む)
- ・戸籍記載事項証明書 (一部事項証明書) (除かれた戸籍を含む)